

**令和5年度 埼玉県公立学校における
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について**

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、埼玉県公立学校の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの

2 調査期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

3 調査範囲（休校は除く）

埼玉県内公立学校 1,409校（63市町村）

小学校 796校 ※義務教育学校 前期課程2校を含む

中学校 416校 ※義務教育学校 後期課程2校を含む

中等教育学校 前期課程1校を含む

高等学校 163校 ※中等教育学校 後期課程1校を含む

全日制、定時制、通信制別に1校として集計
本科のみ

特別支援学校 54校 ※分校は1校として集計

高等部は本科のみ

4 調査項目および調査対象児童生徒数

区分	項目	対象児童生徒数	
調査Ⅰ	小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	小学校	352,816人
		中学校	175,530人
		高等学校	109,549人
調査Ⅱ	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	小学校	352,816人
		中学校	175,530人
		高等学校	109,549人
		特別支援学校	8,726人
調査Ⅲ	小学校及び中学校における長期欠席の状況等	小学校	352,816人
		中学校	175,530人
調査Ⅳ	高等学校における長期欠席の状況等	高等学校	106,411人
		※通信制課程を除く	
調査Ⅴ	高等学校における中途退学の状況等	高等学校	109,549人
調査Ⅵ	小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	小学校	352,816人
		中学校	175,530人
		高等学校	109,549人

（出典）令和5年度 学校基本調査より

5 調査結果の主な特徴（カッコ内は前年度）

- I 小、中、高等学校における暴力行為の発生件数は、5,034件（4,429件）であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は7.9件（6.9件）である。
- II 小、中、高等学校および特別支援学校におけるいじめの認知件数は36,031件（34,993件）であり、児童生徒の1,000人当たりの認知件数は55.7件（53.5件）である。
- III 小、中学校における不登校児童生徒数は16,791人（14,110人）であり、1,000人当たりの不登校児童生徒数は31.8人（26.4人）である。
- IV 高等学校における不登校生徒数は3,302人（2,804人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は31.0人（25.8人）である。
- V 高等学校における中途退学者数は1,252人（1,182人）であり、中途退学者の割合は1.1%（1.1%）である。
- VI 小、中、高等学校における自殺が疑われる事案の件数は10件（18件）である。

6 目次

I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	P 3
ア 暴力行為の発生学校数、発生件数等	P 3
イ 学年別加害児童生徒数	P 4
ウ 加害児童生徒への特別な対応	P 4
II 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	P 5
ア いじめを認知した学校数、いじめの認知件数	P 5
イ いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数	P 5
ウ いじめの現在の状況	P 6
エ いじめの認知件数の学年別、男女別内訳	P 7
オ いじめの発見のきっかけ	P 8
カ いじめられた児童生徒の相談の状況	P 10
キ いじめの態様	P 11
ク いじめの対応状況（1）いじめる児童生徒への特別な対応	P 12
ケ いじめの対応状況（2）いじめられた児童生徒への特別な対応	P 14
コ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組	P 15
サ いじめの日常的な実態把握のために、児童生徒に対して行った具体的な方法について	P 17
シ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について	P 19
III 小学校及び中学校における長期欠席の状況等	P 20
ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）	P 20
イ 不登校児童生徒について把握した事実	P 21
ウ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数	P 22
エ 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数	P 24
IV 高等学校における長期欠席の状況等	P 25
ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）	P 25
イ 不登校児童生徒について把握した事実	P 26
ウ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数	P 27
V 高等学校における中途退学の状況等	P 29
ア 退学者数	P 29
VI 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	P 29
ア 自殺に係る調査を実施した件数	P 29

I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

ア 暴力行為の発生学校数、発生件数等

区分		R 2	R 3	R 4	R 5	区分		R 2	R 3	R 4	R 5		
小学校	学校総数	807	805	798	796	高等学校	学校総数	145	145	145	143		
	発生学校数	①対教師暴力	82	91	106		109	発生学校数	①対教師暴力	9	8	11	13
		②生徒間暴力	287	323	318		320		②生徒間暴力	47	44	50	68
		③対人暴力	8	14	10		14		③対人暴力	2	10	7	11
		④器物損壊	94	112	129		127		④器物損壊	29	19	21	35
		計	332	369	372		378		計	65	52	66	84
	発生件数	①対教師暴力	301	217	294		351	発生件数	①対教師暴力	10	9	12	18
		②生徒間暴力	2,140	1,645	2,003		2,188		②生徒間暴力	82	80	87	132
		③対人暴力	13	28	21		17		③対人暴力	2	14	8	14
		④器物損壊	222	200	262		326		④器物損壊	49	26	38	55
		計	2,676	2,090	2,580		2,882		計	143	129	145	219
	加害児童生徒数	①対教師暴力	112	123	169		162	加害児童生徒数	①対教師暴力	10	9	12	21
		②生徒間暴力	1,579	1,348	1,595		1,748		②生徒間暴力	106	98	106	175
		③対人暴力	14	35	17		17		③対人暴力	4	15	8	14
		④器物損壊	189	206	267		270		④器物損壊	80	27	45	70
計		1,839	1,653	1,962	2,133	計	197		149	171	275		
2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	358	291	385	360	2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	8	5	2	6				
中学校	学校総数	417	417	416	416	計	学校総数	1,369	1,367	1,359	1,355		
	発生学校数	①対教師暴力	33	45	47		64	発生学校数	①対教師暴力	124	144	164	186
		②生徒間暴力	211	243	260		268		②生徒間暴力	545	610	628	656
		③対人暴力	17	12	12		20		③対人暴力	27	36	29	45
		④器物損壊	88	114	119		132		④器物損壊	211	245	269	294
		計	235	270	282		287		計	632	691	720	749
	発生件数	①対教師暴力	64	72	83		101	発生件数	①対教師暴力	375	298	389	470
		②生徒間暴力	802	1,139	1,259		1,454		②生徒間暴力	3,024	2,864	3,349	3,774
		③対人暴力	18	19	12		26		③対人暴力	33	61	41	57
		④器物損壊	222	271	350		352		④器物損壊	493	497	650	733
		計	1,106	1,501	1,704		1,933		計	3,925	3,720	4,429	5,034
	加害児童生徒数	①対教師暴力	37	58	54		90	加害児童生徒数	①対教師暴力	159	190	235	273
		②生徒間暴力	829	1,114	1,239		1,398		②生徒間暴力	2,514	2,560	2,940	3,321
		③対人暴力	21	19	12		26		③対人暴力	39	69	37	57
		④器物損壊	240	263	358		349		④器物損壊	509	496	670	689
計		1,105	1,420	1,619	1,795	計	3,141		3,222	3,752	4,203		
2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	114	179	187	235	2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	480	475	574	601				

- ※ 1 暴力行為とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為。」をいう。
- ※ 2 本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、暴力行為に該当するものを全て調査対象とする。
- ※ 3 学校の管理下、管理下以外のいずれで発生したかに関わらず計上している（ただし、「器物損壊」については「学校の管理下」で起きた場合のみ計上）。
- ※ 4 発生件数は延べ数。
- ※ 5 加害児童生徒数、発生学校数の合計は実人数、実校数。その内訳は延べ数である為、①～④の数と合計数は一致しない。

I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

イ 学年別加害児童生徒数

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	
小学校	1年生	290	266	329	301
	2年生	332	264	327	371
	3年生	352	276	308	397
	4年生	302	300	298	344
	5年生	339	282	359	324
	6年生	224	265	341	396
	計	1,839	1,653	1,962	2,133
中学校	1年生	545	695	702	813
	2年生	354	457	590	601
	3年生	206	268	327	381
	計	1,105	1,420	1,619	1,795
高等学校	1年生	119	69	87	118
	2年生	51	54	46	97
	3年生	24	26	38	58
	計	197	149	171	275
計	3,141	3,222	3,752	4,203	

ウ 加害児童生徒への特別な対応

区分	R 2	R 3	R 4	R 5		
小学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。				70	
	②校長、教頭が指導した。				623	
	③別室で授業等を行った。				31	
	④年度途中に学級替えをした。				0	
	退学・転学					
	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0	
	⑥その他	0	0	0	1	
	⑦停学					
	⑧出席停止	0	0	0	0	
	⑨自宅学習・自宅謹慎					
	⑩訓告	0	0	0	0	
	⑪保護者への報告					2,138
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導					1,793
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携				31
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携				49
		ウ 病院等の医療機関等との連携				27
		エ その他の専門的な関係機関との連携				62
オ 地域の人材や団体等との連携					5	
計					4,830	
中学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。				41	
	②校長、教頭が指導した。				150	
	③別室で授業等を行った。				25	
	④年度途中に学級替えをした。				0	
	退学・転学					
	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0	
	⑥その他	0	0	0	0	
	⑦停学					
	⑧出席停止	0	0	0	0	
	⑨自宅学習・自宅謹慎					
	⑩訓告	0	0	0	0	
	⑪保護者への報告					1,558
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導					1,342
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携				51
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携				28
		ウ 病院等の医療機関等との連携				32
		エ その他の専門的な関係機関との連携				16
オ 地域の人材や団体等との連携					5	
計					3,248	
高等学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。				15	
	②校長、教頭が指導した。				134	
	③別室で授業等を行った。				11	
	④年度途中に学級替えをした。				0	
	退学・転学					
	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0	
	⑥その他	0	1	2	3	
	⑦停学	2	0	2	3	
	⑧出席停止					
	⑨自宅学習・自宅謹慎	26	25	34	177	
	⑩訓告	7	8	10	16	
	⑪保護者への報告					144
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導					100
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携				12
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携				3
		ウ 病院等の医療機関等との連携				2
		エ その他の専門的な関係機関との連携				4
オ 地域の人材や団体等との連携					0	
計					624	
計	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。				126	
	②校長、教頭が指導した。				907	
	③別室で授業等を行った。				67	
	④年度途中に学級替えをした。				0	
	退学・転学					
	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0	
	⑥その他	0	1	2	4	
	⑦停学	2	0	2	3	
	⑧出席停止	0	0	0	0	
	⑨自宅学習・自宅謹慎	26	25	34	177	
	⑩訓告	7	9	10	16	
	⑪保護者への報告					3,840
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導					3,235
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携				94
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携				80
		ウ 病院等の医療機関等との連携				61
		エ その他の専門的な関係機関との連携				82
オ 地域の人材や団体等との連携					10	
計					8,702	

※ 1 加害児童生徒数は実人数。1人の加害児童生徒が複数回の暴力行為や、複数の形態の暴力行為を行った場合も1人として計上。

※ 2 令和5年度から新たに加わった項目については、令和4年度までの部分に車線を入れている。

※ 3 「その他の退学・転学」とは、勧奨・申出による退学及び転学である。

※ 4 「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まれない。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ア いじめを認知した学校数、いじめの認知件数

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	学校総数	807	805	798	796
	認知した学校数	742	769	762	776
	認知していない学校数	65	36	36	20
	認知件数	22,613	26,292	29,643	30,162
中学校	学校総数	417	417	416	416
	認知した学校数	392	398	400	405
	認知していない学校数	25	19	16	11
	認知件数	3,279	4,441	5,210	5,677
高等学校	学校総数	165	165	165	163
	認知した学校数	65	65	69	77
	認知していない学校数	100	99	96	86
	認知件数	106	124	131	181
特別支援学校	学校総数	44	47	50	54
	認知した学校数	11	9	5	6
	認知していない学校数	33	38	45	48
	認知件数	24	17	9	11
合計	学校総数	1,433	1,434	1,429	1,429
	認知した学校数	1,210	1,241	1,236	1,264
	認知していない学校数	223	192	193	165
	認知件数	26,022	30,874	34,993	36,031

イ いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数

区分	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	11	14	9	30
中学校	21	15	34	40
高等学校	2	5	6	9
特別支援学校	0	0	0	0
計	34	34	49	79

- ※1 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- ※2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。このため学校総数は学校基本調査の数値と一致しない。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ウ いじめの現在の状況

区分	区分		R 2	R 3	R 4	R 5	
小学校	解消しているもの (日常的に観察中)		件数	16,109	20,361	22,321	23,419
	解消に向けて 取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	886	1,589	2,056	1,992
		いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	5,613	4,333	5,261	4,740
	その他		件数	5	9	5	11
	合計		件数	22,613	26,292	29,643	30,162
中学校	解消しているもの (日常的に観察中)		件数	2,359	3,547	4,019	4,372
	解消に向けて 取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	259	322	323	438
		いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	661	571	867	862
	その他		件数	0	1	1	5
	合計		件数	3,279	4,441	5,210	5,677
高等学校	解消しているもの (日常的に観察中)		件数	82	93	107	140
	解消に向けて 取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	15	11	7	19
		いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	8	13	16	10
	その他		件数	1	7	1	12
	合計		件数	106	124	131	181
特別支援学校	解消しているもの (日常的に観察中)		件数	18	15	6	7
	解消に向けて 取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	1	1	2	1
		いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	5	1	1	3
	その他		件数	0	0	0	0
	合計		件数	24	17	9	11
合計	解消しているもの (日常的に観察中)		件数	18,568	24,016	26,453	27,938
	解消に向けて 取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	1,161	1,923	2,388	2,450
		いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	6,287	4,918	6,145	5,615
	その他		件数	6	17	7	28
	合計		件数	26,022	30,874	34,993	36,031

※1 年度末現在の状況。

※2 「その他」とは、いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や転学等、「解消しているもの」「解消に向けて取組中」に該当しないものを計上。

※3 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消；

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

工 いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

区分			R 2	R 3	R 4	R 5	
小学校	小1	男子	2,611	5,105	5,827	5,431	
		女子	1,830				
		小計	4,441				
	小2	男子	2,642	5,323	5,601	6,058	
		女子	1,909				
		小計	4,551				
	小3	男子	2,527	4,940	5,869	5,739	
		女子	1,798				
		小計	4,325				
	小4	男子	2,106	4,306	5,110	5,146	
		女子	1,564				
		小計	3,670				
	小5	男子	2,071	3,684	3,997	4,360	
		女子	1,189				
		小計	3,260				
	小6	男子	1,461	2,934	3,239	3,428	
		女子	905				
		小計	2,366				
	計	男子	13,418	26,292	29,643	30,162	
		女子	9,195				
		計	22,613				
中学校	中1	男子	1,006	2,227	2,720	2,840	
		女子	694				
		小計	1,700				
	中2	男子	579	1,481	1,637	1,838	
		女子	481				
		小計	1,060				
	中3	男子	262	733	853	999	
		女子	257				
		小計	519				
	計	男子	1,847	4,441	5,210	5,677	
		女子	1,432				
		計	3,279				
高等学校	高1	男子	30	64	83	88	
		女子	22				
		小計	52				
	高2	男子	21	33	31	63	
		女子	12				
		小計	33				
	高3	男子	6	27	16	21	
		女子	15				
		小計	21				
	高4	男子	0	0	1	9	
		女子	0				
		小計	0				
	計	男子	57	124	131	181	
		女子	49				
		計	106				
特別支援学校	小学部	1年生	男子	0	0	0	0
			女子	0			
			小計	0			
		2年生	男子	0	0	0	0
			女子	0			
			小計	0			
		3年生	男子	0	0	0	0
			女子	0			
			小計	0			
	4年生	男子	0	0	0	0	
		女子	1				
		小計	1				
	5年生	男子	0	0	0	0	
		女子	0				
		小計	0				
	6年生	男子	0	0	0	0	
		女子	0				
		小計	0				
	計	男子	0	0	0	0	
		女子	1				
		計	1				
	中学部	1年生	男子	1	0	0	2
			女子	0			
			小計	1			
2年生		男子	2	1	1	0	
		女子	0				
		小計	2				
3年生		男子	0	0	1	0	
		女子	0				
		小計	0				
計	男子	3	1	2	2		
	女子	0					
	計	3					
高等部	1年生	男子	7	11	3	3	
		女子	1				
		小計	8				
	2年生	男子	5	2	3	5	
		女子	3				
		小計	8				
	3年生	男子	2	3	1	1	
		女子	2				
		小計	4				
計	男子	14	16	7	9		
	女子	6					
	計	20					
計	男子	17	17	9	11		
	女子	7					
	計	24					

※ 1 令和3年度調査より男女別の内訳がなくなる。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

オ いじめの発見のきっかけ

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
小 学 校	学校の教職員等が発見した。	16,112	17,939	20,381	19,428
	学級担任が発見した。	2,182	2,953	2,985	2,291
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	177	148	268	278
	養護教諭が発見した。	62	10	53	36
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	28	24	15	31
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	13,663	14,804	17,060	16,792
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	6,501	8,353	9,262	10,734
	本人からの訴え	3,654	4,659	4,857	5,052
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	2,075	2,841	3,241	4,149
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	539	615	790	1,156
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	206	215	332	327
	地域の住民からの情報	6	7	5	9
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	14	12	25	24
	その他（匿名による投書など）	7	4	12	17
	計	22,613	26,292	29,643	30,162
	中 学 校	学校の教職員等が発見した。	1,544	2,075	2,244
学級担任が発見した。		319	480	679	655
学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。		146	205	246	407
養護教諭が発見した。		13	16	28	30
スクールカウンセラー等の相談員が発見した。		4	6	13	17
アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。		1,062	1,368	1,278	1,319
学校の教職員以外からの情報により発見した。		1,735	2,366	2,966	3,249
本人からの訴え		1,093	1,493	1,915	1,553
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え		428	560	702	1,110
児童生徒（本人を除く。）からの情報		170	196	262	413
保護者（本人の保護者を除く。）からの情報		34	91	72	134
地域の住民からの情報		4	5	4	6
学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報		3	17	10	7
その他（匿名による投書など）		3	4	1	26
計		3,279	4,441	5,210	5,677

※1 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

オ いじめの発見のきっかけ

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
高等学校	学校の教職員等が発見した。	37	39	45	61
	学級担任が発見した。	6	2	6	6
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	4	3	5	5
	養護教諭が発見した。	0	1	1	0
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0	0	0
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	27	33	33	50
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	69	85	86	120
	本人からの訴え	35	41	51	59
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	23	29	23	37
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	4	9	5	15
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	5	5	7	7
	地域の住民からの情報	0	1	0	0
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	2	0	0	1
	その他（匿名による投書など）	0	0	0	1
計	106	124	131	181	
特別支援学校	学校の教職員等が発見した。	12	10	6	5
	学級担任が発見した。	1	4	3	2
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	1	3	0	2
	養護教諭が発見した。	0	0	0	0
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0	0	0
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	10	3	3	1
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	12	7	3	6
	本人からの訴え	10	7	1	4
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	1	0	1	2
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	1	0	0	0
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	0	0	1	0
	地域の住民からの情報	0	0	0	0
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	0	0	0	0
	その他（匿名による投書など）	0	0	0	0
計	24	17	9	11	
計	学校の教職員等が発見した。	17,705	20,063	22,676	21,922
	学級担任が発見した。	2,508	3,439	3,673	2,954
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	328	359	519	692
	養護教諭が発見した。	75	27	82	66
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	32	30	28	48
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	14,762	16,208	18,374	18,162
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	8,317	10,811	12,317	14,109
	本人からの訴え	4,792	6,200	6,824	6,668
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	2,527	3,430	3,967	5,298
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	714	820	1,057	1,584
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	245	311	412	468
	地域の住民からの情報	10	13	9	15
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	19	29	35	32
	その他（匿名による投書など）	10	8	13	44
計	26,022	30,874	34,993	36,031	

※1 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等 カ いじめられた児童生徒の相談の状況

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	学級担任に相談した。	20,144	23,078	26,488	26,390
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	866	771	1,148	952
	養護教諭に相談した。	279	232	331	357
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	169	176	194	156
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	29	95	68	66
	保護者や家族等に相談した。	4,217	6,035	6,703	7,379
	友人に相談した。	1,360	1,471	1,122	1,167
	その他の人（地域の人など）に相談した。	32	32	65	58
	誰にも相談していない。	314	590	298	383
計	27,410	32,480	36,417	36,908	
中学校	学級担任に相談した。	2,766	3,638	4,101	4,172
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	553	800	866	1,090
	養護教諭に相談した。	97	89	142	135
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	86	126	130	102
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	25	46	64	38
	保護者や家族等に相談した。	734	1,012	1,338	1,643
	友人に相談した。	143	228	535	423
	その他の人（地域の人など）に相談した。	16	7	1	18
	誰にも相談していない。	79	94	102	101
計	4,499	6,040	7,279	7,722	
高等学校	学級担任に相談した。	67	90	88	108
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	34	25	23	33
	養護教諭に相談した。	8	5	2	10
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	3	3	4	20
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	0	2	2	4
	保護者や家族等に相談した。	39	36	48	63
	友人に相談した。	11	14	12	12
	その他の人（地域の人など）に相談した。	0	1	1	1
	誰にも相談していない。	5	6	6	21
計	167	182	186	272	
特別支援学校	学級担任に相談した。	18	14	5	9
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	7	2	0	2
	養護教諭に相談した。	1	0	1	0
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	1	0	0	1
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	0	0	0	0
	保護者や家族等に相談した。	5	0	7	2
	友人に相談した。	3	0	0	0
	その他の人（地域の人など）に相談した。	0	0	0	0
	誰にも相談していない。	1	1	0	0
計	36	17	13	14	
計	学級担任に相談した。	22,995	26,820	30,682	30,679
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	1,460	1,598	2,037	2,077
	養護教諭に相談した。	385	326	476	502
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	259	305	328	279
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	54	143	134	108
	保護者や家族等に相談した。	4,995	7,083	8,096	9,087
	友人に相談した。	1,517	1,713	1,669	1,602
	その他の人（地域の人など）に相談した。	48	40	67	77
	誰にも相談していない。	399	691	406	505
計	32,112	38,719	43,895	44,916	

※ 1 複数回答を可とする。

※ 2 学校が当該生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

キ いじめの態様

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	13,376	15,254	16,987	17,442
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	2,483	2,775	2,971	3,017
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	5,179	6,655	7,677	7,200
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	897	1,009	1,488	1,637
	金品をたかられる。	110	132	205	212
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	975	1,120	1,469	1,596
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1,880	2,345	2,687	3,014
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	292	380	425	408
	その他	725	479	748	668
計	25,917	30,149	34,657	35,194	
中学校	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,143	2,913	3,238	3,616
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	325	339	336	359
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	347	523	647	671
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	86	145	249	306
	金品をたかられる。	21	18	50	64
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	119	199	250	281
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	178	279	374	572
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	394	395	477	478
	その他	110	103	203	84
計	3,723	4,914	5,824	6,431	
高等学校	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	64	87	92	106
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	12	15	19	25
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	6	7	9	18
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	2	3	2	1
	金品をたかられる。	3	3	5	0
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	11	3	9	7
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	6	4	6	8
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	24	19	25	29
	その他	7	5	1	9
計	135	146	168	203	
特別支援学校	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	16	7	8	9
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	1	1	1	1
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	3	1	1	3
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	0	0	0	0
	金品をたかられる。	0	0	0	1
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	0	4	0	1
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	4	1	0	0
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	1	3	1	0
	その他	0	1	0	0
計	25	18	11	15	
計	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	15,599	18,261	20,325	21,173
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	2,821	3,130	3,327	3,402
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	5,535	7,186	8,334	7,892
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	985	1,157	1,739	1,944
	金品をたかられる。	134	153	260	277
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1,105	1,326	1,728	1,885
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2,068	2,629	3,067	3,594
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	711	797	928	915
	その他	842	588	952	761
計	29,800	35,227	40,660	41,843	

※1 複数回答可とする。

※2 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ク いじめの対応状況（1）いじめる児童生徒への特別な対応

区分		R 2	R 3	R 4	R 5	
小学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	151	148	221	149	
	②校長、教頭が指導した。	1,086	1,326	1,505	1,295	
	③別室で授業等を行った。	38	45	30	94	
	④年度途中に学級替えをした。	0	1	0	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	0	0	0	4
	⑦停学					
	⑧出席停止	0	0	0	0	
	⑨自宅学習・自宅謹慎					
	⑩訓告	0	0	0	0	
	⑪保護者への報告	12,271	15,153	19,293	18,410	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	13,616	18,555	20,771	19,275	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	14	16	65	34
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	8	6	15	14
		ウ 病院等の医療機関等との連携	4	2	12	15
		エ その他の専門的な関係機関との連携	13	16	19	25
オ 地域の人材や団体等との連携		3	5	9	11	
計		27,204	35,273	41,940	39,326	
中学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	73	76	107	79	
	②校長、教頭が指導した。	71	82	98	137	
	③別室で授業等を行った。	16	16	16	25	
	④年度途中に学級替えをした。	0	0	0	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	0	0	0	0
	⑦停学					
	⑧出席停止	0	0	0	0	
	⑨自宅学習・自宅謹慎					
	⑩訓告	0	0	0	0	
	⑪保護者への報告	2,512	3,586	4,595	4,759	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	2,060	3,003	3,631	3,883	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	29	16	53	53
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	0	2	5	12
		ウ 病院等の医療機関等との連携	3	4	5	4
		エ その他の専門的な関係機関との連携	4	2	6	11
オ 地域の人材や団体等との連携		0	2	5	2	
計		4,768	6,789	8,521	8,965	

※1 複数回答可とする。

※2 「別室で授業等を行った。」とは、いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合をいう。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は含まない。

※3 「その他の退学・転学」とは、勧奨・申出による退学及び転学である。

※4 「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ク いじめの対応状況（1）いじめる児童生徒への特別な対応

区分		R 2	R 3	R 4	R 5	
高等学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	3	6	9	17	
	②校長、教頭が指導した。	36	25	42	53	
	③別室で授業等を行った。	27	1	3	4	
	④年度途中に学級替えをした。	0	0	0	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	0	1	2	0
	⑦停学	2	0	2	0	
	⑧出席停止					
	⑨自宅学習・自宅謹慎	26	25	34	34	
	⑩訓告	7	8	10	8	
	⑪保護者への報告	58	75	81	96	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	33	50	65	56	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	1	0	6	5
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	0	1	0	0
		ウ 病院等の医療機関等との連携	0	1	1	2
		エ その他の専門的な関係機関との連携	2	1	1	0
オ 地域の人材や団体等との連携		0	0	0	0	
計	195	194	256	275		
特別支援学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	2	0	1	0	
	②校長、教頭が指導した。	2	1	1	1	
	③別室で授業等を行った。	9	6	1	0	
	④年度途中に学級替えをした。	0	0	0	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	0	0	0	0
	⑦停学	0	0	0	0	
	⑧出席停止					
	⑨自宅学習・自宅謹慎	0	0	0	0	
	⑩訓告	0	1	0	0	
	⑪保護者への報告	14	14	7	8	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	16	5	1	3	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	0	0	0	0
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	0	0	0	0
		ウ 病院等の医療機関等との連携	0	0	0	0
		エ その他の専門的な関係機関との連携	0	0	0	0
オ 地域の人材や団体等との連携		0	0	0	0	
計	43	27	11	12		
計	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	229	230	338	245	
	②校長、教頭が指導した。	1,195	1,434	1,646	1,486	
	③別室で授業等を行った。	90	68	50	123	
	④年度途中に学級替えをした。	0	1	0	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	0	1	2	4
	⑦停学	2	0	2	0	
	⑧出席停止	0	0	0	0	
	⑨自宅学習・自宅謹慎	26	25	34	34	
	⑩訓告	7	9	10	8	
	⑪保護者への報告	14,855	18,828	23,976	23,273	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	15,725	21,613	24,468	23,217	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	44	32	124	92
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	8	9	20	26
		ウ 病院等の医療機関等との連携	7	7	18	21
		エ その他の専門的な関係機関との連携	19	19	26	36
オ 地域の人材や団体等との連携		3	7	14	13	
計	32,210	42,283	50,728	48,578		

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ケ いじめの対応状況（２） いじめられた児童生徒への特別な対応

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	473	199	414	230
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	457	378	412	740
	③緊急避難として欠席させた。	3	3	0	5
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	311	606	318	309
	⑤年度途中で学級替えをした。	0	2	0	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	375	379	290	310
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	26	17	22	30
	計	1,645	1,584	1,456	1,624
中学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	176	271	224	217
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	386	381	427	268
	③緊急避難として欠席させた。	1	1	0	1
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	416	441	489	380
	⑤年度途中で学級替えをした。	0	0	0	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	87	116	210	308
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	16	16	9	48
	計	1,082	1,226	1,359	1,222
高等学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	22	21	32	35
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	23	24	24	21
	③緊急避難として欠席させた。	3	5	4	5
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	17	20	23	20
	⑤年度途中で学級替えをした。	0	0	0	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	10	20	18	29
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	1	3	2	1
	計	76	93	103	111
特別支援学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	7	3	1	1
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	9	7	5	3
	③緊急避難として欠席させた。	0	0	0	7
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	0	1	0	0
	⑤年度途中で学級替えをした。	0	0	0	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	0	0	0	0
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	0	0	0	0
	計	16	11	6	11
計	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	678	494	671	483
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	875	790	868	1,032
	③緊急避難として欠席させた。	7	9	4	18
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	744	1,068	830	709
	⑤年度途中で学級替えをした。	0	2	0	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	472	515	518	647
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	43	36	33	79
	計	2,819	2,914	2,924	2,968

※ 1 複数回答可とする。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

コ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	807	805	798	796
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	807	805	798	796
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	807	805	798	796
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	667	668	682	683
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	764	762	775	762
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	671	720	715	708
	⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。				232
	⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	807	805	798	796
	⑧ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	365	361	404	367
	⑨ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	277	252	280	271
	⑩ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	731	737	759	742
	⑪ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	807	805	798	796
	⑫ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	807	805	798	796
計	8,317	8,330	8,403	8,541	
中学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	417	417	416	416
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	417	417	416	416
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	417	417	416	416
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	352	363	376	372
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	407	406	403	409
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	355	374	377	371
	⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。				151
	⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	416	416	415	415
	⑧ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	201	191	219	206
	⑨ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	170	168	202	193
	⑩ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	380	391	401	400
	⑪ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	417	417	416	416
	⑫ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	417	417	416	416
計	4,366	4,394	4,473	4,597	

※ 1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※ 2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

コ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
高等学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	164	164	162	162
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	76	83	85	61
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	72	60	70	49
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	47	48	62	50
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	131	141	139	116
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	99	107	104	81
	⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。				18
	⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	163	163	157	157
	⑧ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	19	19	25	20
	⑨ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	26	29	38	26
	⑩ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	108	105	105	88
	⑪ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	162	163	155	157
	⑫ いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	163	162	158	158
計	1,230	1,244	1,260	1,143	
特別支援学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	44	47	49	53
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	21	23	30	26
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	28	31	33	29
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	19	21	30	24
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	16	20	28	18
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	17	21	26	20
	⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。				9
	⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	23	28	46	50
	⑧ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	5	6	11	6
	⑨ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	4	10	12	8
	⑩ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	22	28	34	29
	⑪ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	44	47	44	52
	⑫ いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	44	47	43	48
計	287	329	386	372	
計	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	1,432	1,433	1,425	1,427
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	1,321	1,328	1,329	1,299
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	1,324	1,313	1,317	1,290
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	1,085	1,100	1,150	1,129
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	1,318	1,329	1,345	1,305
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	1,142	1,222	1,222	1,180
	⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。				410
	⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	1,409	1,412	1,416	1,418
	⑧ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	590	577	659	599
	⑨ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	477	459	532	498
	⑩ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	1,241	1,261	1,299	1,259
	⑪ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	1,430	1,432	1,413	1,421
	⑫ いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	1,431	1,431	1,415	1,418
計	14,200	14,297	14,522	14,653	

※ 1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※ 2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

サ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法について

区分	R 2		R 3		R 4		R 5			
	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校		
小学校	(1) アンケート調査の実施		742	65	769	36	762	36	776	20
	① 実施頻度	ア 年1回	2	2	6	1	3	0	1	0
		イ 年2～3回	320	34	317	19	293	24	290	12
		ウ 年4回以上	420	29	446	16	466	12	485	8
	② 調査方法	ア 記名式	654	56	691	31	693	34	713	17
		イ 無記名式	96	9	99	1	100	1	77	4
	③ 回答方法	ウ 記名・無記名の選択式	37	1	39	4	41	1	33	1
		ア 学校で記入	724	62	756	36	748	36	764	20
	イ 持ち帰って記入	47	5	39	0	46	1	41	1	
	(2) 個別面談の実施		516	39	558	20	559	20	573	13
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		233	11	188	8	173	4	189	5
	(4) 家庭訪問		271	16	292	8	288	12	262	6
(5) その他		22	6	27	1	35	3	30	2	
(6) 計		1,784	137	1,834	73	1,817	75	1,830	46	
中学校	(1) アンケート調査の実施		392	24	398	18	400	16	405	11
	① 実施頻度	ア 年1回	0	1	1	1	2	3	3	2
		イ 年2～3回	166	15	151	7	146	7	141	6
		ウ 年4回以上	226	8	246	10	252	6	261	3
	② 調査方法	ア 記名式	352	19	355	14	354	14	376	7
		イ 無記名式	56	3	63	3	49	1	45	3
	③ 回答方法	ウ 記名・無記名の選択式	18	2	14	1	26	1	17	1
		ア 学校で記入	368	19	358	16	371	16	377	11
	イ 持ち帰って記入	57	5	74	4	61	2	61	0	
	(2) 個別面談の実施		360	19	360	14	374	15	376	11
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		370	20	360	12	379	15	382	9
	(4) 家庭訪問		243	10	218	10	216	8	210	6
(5) その他		9	1	11	2	20	1	14	0	
(6) 計		1,374	74	1,347	56	1,389	55	1,387	37	

※1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

サ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法について

区分	R 2		R 3		R 4		R 5			
	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校		
高等学校	(1) アンケート調査の実施		61	90	65	99	69	96	77	86
	① 実施頻度	ア 年1回	22	44	12	35	8	20	5	12
		イ 年2～3回	37	46	50	63	56	74	68	72
		ウ 年4回以上	2	0	3	1	5	2	4	2
	② 調査方法	ア 記名式	42	63	41	59	44	57	52	58
		イ 無記名式	14	26	18	28	19	28	15	19
		ウ 記名・無記名の選択式	9	3	8	18	11	14	11	12
	③ 回答方法	ア 学校で記入	41	51	41	57	39	61	50	54
		イ 持ち帰って記入	23	45	33	48	39	44	43	42
	(2) 個別面談の実施		43	60	34	49	43	46	41	37
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		3	8	0	5	4	4	2	4
(4) 家庭訪問		3	11	6	8	8	4	2	4	
(5) その他		1	3	1	1	3	3	2	2	
(6) 計		111	172	106	162	127	153	124	133	
特別支援学校	(1) アンケート調査の実施		8	22	9	25	5	39	5	41
	① 実施頻度	ア 年1回	4	17	5	16	2	17	3	15
		イ 年2～3回	4	5	4	9	3	21	2	25
		ウ 年4回以上	0	0	0	0	0	1	0	1
	② 調査方法	ア 記名式	4	8	4	7	3	15	3	18
		イ 無記名式	2	10	2	12	0	18	1	18
		ウ 記名・無記名の選択式	2	4	4	6	2	8	1	6
	③ 回答方法	ア 学校で記入	2	8	4	7	1	16	2	20
		イ 持ち帰って記入	6	15	5	19	4	27	3	24
	(2) 個別面談の実施		5	15	5	24	5	25	5	31
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		2	7	2	14	3	10	4	27
(4) 家庭訪問		2	5	3	7	1	9	1	6	
(5) その他		0	2	0	6	2	7	0	8	
(6) 計		17	51	19	76	16	90	15	113	
計	(1) アンケート調査の実施		1,203	201	1,241	178	1,236	187	1,263	158
	① 実施頻度	ア 年1回	28	64	24	53	15	40	12	29
		イ 年2～3回	527	100	522	98	498	126	501	115
		ウ 年4回以上	648	37	695	27	723	21	750	14
	② 調査方法	ア 記名式	1,052	146	1,091	111	1,094	120	1,144	100
		イ 無記名式	168	48	182	44	168	48	138	44
		ウ 記名・無記名の選択式	66	10	65	29	80	24	62	20
	③ 回答方法	ア 学校で記入	1,135	140	1,159	116	1,159	129	1,193	105
		イ 持ち帰って記入	133	70	151	71	150	74	148	67
	(2) 個別面談の実施		924	133	957	107	981	106	995	92
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		608	46	550	39	559	33	577	45
(4) 家庭訪問		519	42	519	33	513	33	475	22	
(5) その他		32	12	39	10	60	14	46	12	
(6) 計		3,286	434	3,306	367	3,349	373	3,356	329	

※ 1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※ 2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

シ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

区 分		R 2	R 3	R 4	R 5
小 学 校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	15	16	19	41
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	15	17	19	44
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	6	12	5	17
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	11	12	16	37
中 学 校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	12	16	22	33
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	13	18	25	34
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	7	13	19	14
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	9	8	12	25
高 等 学 校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	5	5	4	7
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	5	5	4	7
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	3	2	2	6
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	5	3	3	3
特 別 支 援 学 校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	0	0	0	0
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	0	0	0	0
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	0	0	0	0
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	0	0	0	0
計	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	32	37	45	81
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	33	40	48	85
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	16	27	26	37
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	25	23	31	65

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

区分		R 2	R 3	R 4	R 5	
小学校	病気	計	1,109	1,285	1,509	3,906
	経済的理由	計	0	0	0	0
	不登校（A）	小1	131	160	249	414
		小2	186	292	410	630
		小3	299	369	566	819
		小4	452	564	735	1,074
		小5	658	806	1,070	1,350
		小6	898	1,053	1,365	1,671
		計	2,624	3,244	4,395	5,958
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	小1				
		小2	52	84	94	182
		小3	88	122	190	293
		小4	160	203	255	425
		小5	268	336	425	593
		小6	408	502	606	851
		計	976	1,247	1,570	2,344
	(A)のうち、50日以上欠席している者	小1				252
		小2				420
		小3				558
		小4				781
		小5				1,003
		小6				1,305
		計				4,319
	うち、90日以上欠席している者	小1	42	44	72	129
		小2	81	103	160	248
		小3	122	162	253	342
		小4	200	281	344	511
小5		321	385	539	710	
小6		465	575	710	939	
計		1,231	1,550	2,078	2,879	
うち、出席日数10日以下	小1	1	6	11	13	
	小2	17	19	27	37	
	小3	26	31	56	59	
	小4	48	57	62	120	
	小5	86	84	99	154	
	小6	123	124	140	183	
	計	301	321	395	566	
うち、出席日数0日	小1	0	3	4	5	
	小2	7	6	12	16	
	小3	5	12	19	19	
	小4	22	19	25	43	
	小5	33	31	43	57	
	小6	32	46	43	49	
	計	99	117	146	189	
新型コロナウイルスの感染回避	計	886	4,510	747		
その他	計	1,163	3,994	3,179	2,070	
合計	小1	453	1,463	862	1,302	
	小2	611	1,655	1,121	1,465	
	小3	736	1,928	1,313	1,708	
	小4	989	2,224	1,636	1,993	
	小5	1,306	2,705	2,083	2,451	
	小6	1,687	3,058	2,815	3,015	
	計	5,782	13,033	9,830	11,934	

区分		R 2	R 3	R 4	R 5		
中学校	病気	計	1,636	1,981	2,370	2,939	
	経済的理由	計	0	0	0	0	
	不登校（A）	中1	1,743	2,201	2,565	2,750	
		中2	2,268	2,911	3,614	3,890	
		中3	2,299	2,822	3,536	4,193	
		計	6,310	7,934	9,715	10,833	
		(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	計	3,549	4,052	5,037	6,230
	(A)のうち、50日以上欠席している者	中1				2,185	
		中2				3,307	
		中3				3,625	
		計				9,117	
	うち、90日以上欠席している者	中1	887	1,176	1,411	1,520	
		中2	1,391	1,835	2,330	2,585	
		中3	1,567	1,933	2,423	2,933	
		計	3,845	4,944	6,164	7,038	
	うち、出席日数10日以下	中1	177	168	216	211	
		中2	384	437	559	564	
		中3	431	474	521	581	
		計	992	1,079	1,296	1,356	
	うち、出席日数0日	中1	59	38	58	75	
		中2	173	166	191	195	
		中3	140	128	120	140	
	計	372	332	369	410		
	新型コロナウイルスの感染回避	計	322	1,093	238		
	その他	計	603	1,304	1,412	907	
	合計	中1	2,505	3,448	3,681	3,846	
		中2	3,220	4,471	5,005	5,305	
中3		3,146	4,393	5,049	5,528		
計		8,871	12,312	13,735	14,679		
小・中学校計	病気	計	2,745	3,266	3,879	6,845	
	経済的理由	計	0	0	0	0	
	不登校（A）	計	8,934	11,178	14,110	16,791	
		(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	計	4,525	5,299	6,607	8,574
		(A)のうち、50日以上欠席している者	計				13,436
		うち、90日以上欠席している者	計	5,076	6,494	8,242	9,917
		うち、出席日数10日以下	計	1,293	1,400	1,691	1,922
		うち、出席日数0日	計	471	449	515	599
		新型コロナウイルス	計	1,208	5,603	985	
	その他	計	1,766	5,298	4,591	2,977	
	合計	計	14,653	25,345	23,565	26,613	

※1 「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数を理由別に調査。なお、「児童・生徒指導要録」の「欠席の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。理由の選択については、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択。

- 「病気」には、本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
 - 「経済的理由」には、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の計上。
 - 「不登校」には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）を計上。
 - 「新型コロナウイルスの感染回避」には、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断した者を計上。
 - 「その他」には、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。
- * 「その他」の具体例
- ア 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
 - イ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
 - ウ 連絡先が不明なまま長期欠席している者
 - エ 「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

イ 不登校児童生徒について把握した事実

区分		R 5
小学校	いじめの被害の情報や相談があった。	45
	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	599
	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	265
	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	917
	学校のきまり等に関する相談があった。	70
	転編入学、進級時の不適應による相談があった。	184
	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	514
	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	735
	生活リズムの不調に関する相談があった。	1,390
	あそび、非行に関する情報や相談があった。	85
	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	2,037
	不安・抑うつに関する相談があった。	1,346
	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	380
	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	452
中学校	いじめの被害の情報や相談があった。	25
	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	1,417
	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	192
	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	1,706
	学校のきまり等に関する相談があった。	173
	転編入学、進級時の不適應による相談があった。	437
	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	602
	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	919
	生活リズムの不調に関する相談があった。	2,529
	あそび、非行に関する情報や相談があった。	361
	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	3,596
	不安・抑うつに関する相談があった。	2,217
	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	516
	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	579

※1 令和5年度調査から問われる内容が変更となったため、令和5年度調査の結果のみ表記。

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

ウ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数

区分	R 2		R 3		R 4		R 5			
	90日以上		90日以上		90日以上		50日以上		90日以上	
小学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	1,180	625	1,255	701	1,479	897	1,866	1,524	1,140
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	195	105	228	140	314	215	527	444	358
	① 教育支援センター	291	161	327	195	286	181	466	391	297
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	123	69	146	77	104	66	194	165	131
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	8	0	0	0	1	1	0
	② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関（①を	458	226	458	256	677	400	749	623	473
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	37	16	33	22	127	89	227	189	152
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	1	1	1	1	1
	③ 児童相談所、福祉事務所	115	51	115	56	113	64	150	125	97
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	6	2	2	2	6	4	8	8	1
	④ 保健所、精神保健福祉センター	14	6	27	18	19	13	17	14	11
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	1	1	1	0	0	0	0
	⑤ 病院、診療所	342	174	352	171	333	183	464	379	261
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	5	0	9	3	8	7	12	11	7
	⑥ 民間団体、民間施設	121	84	130	101	186	134	281	248	205
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	35	22	51	44	78	58	125	108	94
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	2	1	2	2	3	3	6	5	5
⑦ 上記以外の機関等	79	38	57	28	54	34	73	54	45	
(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	8	4	1	0	1	0	3	3	3	
(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	1,444	606	1,989	849	2,916	1,181	4,092	2,795	1,739	
(3) (1), (2)の合計	2,624	1,231	3,244	1,550	4,395	2,078	5,958	4,319	2,879	
小学校内	(4) ⑧, ⑨による相談・指導等を受けた実人数	1,259	562	1,470	710	1,834	875	3,020	2,224	1,500
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	439	170	500	214	539	211	1,459	995	622
	⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	1,012	458	1,161	587	1,486	738	2,027	1,537	1,076
	(5) 上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	1,365	669	1,774	840	2,561	1,203	2,938	2,095	1,379
	(6) (4), (5)の合計	2,624	1,231	3,244	1,550	4,395	2,078	5,958	4,319	2,879
	(7) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	787	345	1,149	468	1,778	722	2,114	1,443	897
(7)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数							1,995	1,326	819	

※1 学校外の①～⑦の機関

- ① 教育支援センター（適応指導教室） ② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）
- ③ 児童相談所、福祉事務所 ④ 保健所、精神保健福祉センター ⑤ 病院、診療所
- ⑥ 民間団体、民間施設 ⑦ 上記以外の機関等

※2 学校内の⑧～⑨の機関

- ⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数
- ⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数

※3 ①～⑨については複数回答であり、(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) は実数。

※4 令和5年度調査から「(7)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数」が追加

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

ウ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数

区分	R 2		R 3		R 4		R 5			
	90日以上		90日以上		90日以上		50日以上 90日以上			
中学校	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	1,997	1,274	2,058	1,452	2,263	1,603	2,566	2,270	1,874
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	772	542	799	582	974	717	1,146	1,052	904
	① 教育支援センター	679	471	687	499	551	382	721	658	557
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	507	360	505	350	406	274	528	482	415
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	11	9	1	1	5	3	10	7	6
	② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関 (①を	359	244	325	258	575	439	622	561	485
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	94	62	111	90	338	254	325	299	256
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	4	3	0	0	0
	③ 児童相談所, 福祉事務所	167	97	163	97	170	103	185	154	118
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	17	13	16	8	18	12	16	15	10
	④ 保健所, 精神保健福祉センター	27	18	22	12	20	17	12	11	8
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	3	0	1	1	0	0	0
	⑤ 病院, 診療所	685	368	725	447	703	456	757	637	504
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	25	12	18	12	19	13	20	19	15
	⑥ 民間団体, 民間施設	198	157	260	210	294	233	376	353	310
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	132	97	184	152	219	174	279	262	237
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	20	16	37	27	15	11	25	24	20
⑦ 上記以外の機関等	79	58	93	79	108	80	149	131	89	
(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	28	25	15	13	14	13	40	39	28	
(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	4,313	2,571	5,876	3,492	7,452	4,561	8,267	6,847	5,164	
(3) (1), (2)の合計	6,310	3,845	7,934	4,944	9,715	6,164	10,833	9,117	7,038	
小学校	(4) ⑧, ⑨による相談・指導等を受けた実人数	3,158	1,863	3,770	2,268	4,676	2,903	5,802	4,935	3,783
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	563	276	748	409	940	523	2,364	1,952	1,480
	⑨ スクールカウンセラー, 相談員等による専門的な相談を受けた	2,888	1,732	3,327	2,030	4,036	2,576	4,253	3,658	2,808
	(5) 上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	3,152	1,982	4,164	2,676	5,039	3,261	5,031	4,182	3,255
	(6) (4), (5)の合計	6,310	3,845	7,934	4,944	9,715	6,164	10,833	9,117	7,038
	(7) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	2,126	1,282	3,022	1,867	3,940	2,518	3,842	3,160	2,403
(7)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数							3,568	2,898	2,172	

※ 1 学校外の①～⑦の機関

- ① 教育支援センター（適応指導教室） ② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）
 ③ 児童相談所, 福祉事務所 ④ 保健所, 精神保健福祉センター ⑤ 病院, 診療所
 ⑥ 民間団体, 民間施設 ⑦ 上記以外の機関等

※ 2 学校内の⑧～⑨の機関

- ⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数
 ⑨ スクールカウンセラー, 相談員等による専門的な相談を受けた人数

※ 3 ①～⑨については複数回答であり、(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) は実数。

※ 4 令和5年度調査から「(7)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数」が追加

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

工 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	指導要録上出席扱いとした児童生徒数（a）	23	283	275	391
	（a）のうち「4」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数	3	28	61	125
中学校	指導要録上出席扱いとした児童生徒数（a）	56	347	416	483
	（a）のうち「4」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数	29	51	162	215

※1 「4」は、前頁の「ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等」とする。

※2 令和3年度調査より『不登校児童生徒のうち』と記載されているが、調査の趣旨を鑑みて経年比較する。

IV 高等学校における長期欠席の状況等

ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

区分		R 2	R 3	R 4	R 5	
高等学校（全日制）	病気	計	314	645	854	553
	経済的理由	計	4	5	1	2
	不登校（A）	高1	358	516	635	818
		高2	293	446	520	717
		高3	160	298	345	465
		単位制	251	294	402	493
		計	1,062	1,554	1,902	2,493
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	高1	46	82	99	88
		高2	33	71	101	136
		高3	33	53	94	100
		単位制	34	35	81	92
		計	146	241	375	416
	(A)のうち、中退	高1	120	143	160	216
		高2	53	87	92	123
		高3	19	33	37	38
		単位制	50	56	71	58
	計	242	319	360	435	
	(A)のうち、原級留置	高1	18	22	37	10
		高2	12	11	19	9
		高3	3	3	8	1
		単位制	6	8	21	7
	計	39	44	85	27	
	(A)のうち、50日以上欠席している者	高1				301
		高2				189
		高3				86
		単位制				144
	計				720	
うち、90日以上欠席している者	高1	72	78	98	115	
	高2	38	45	50	68	
	高3	17	11	25	19	
	単位制	33	32	36	53	
	計	160	166	209	255	
うち、出席日数が10日以下の者	高1	17	11	12	16	
	高2	6	5	2	12	
	高3	4	0	4	2	
	単位制	7	3	7	14	
	計	34	19	25	44	
うち、出席日数が0日の者	高1	2	2	0	2	
	高2	1	2	0	3	
	高3	2	0	0	1	
	単位制	1	0	2	4	
計	6	4	2	10		
新型コロナウイルスの感染回避	計	122	326	64		
その他	計	133	914	431	128	
合計	高1	537	971	899	980	
	高2	452	1,010	847	912	
	高3	299	752	807	693	
	単位制	347	711	699	591	
	計	1,635	3,444	3,252	3,176	

区分		R 2	R 3	R 4	R 5	
高等学校（定時制）	病気	計	149	98	50	75
	経済的理由	計	2	3	9	5
	不登校（A）	高1	32	38	51	39
		高2	19	35	36	44
		高3	24	19	35	34
		高4以上	29	38	47	18
		単位制	541	680	733	674
	計	645	810	902	809	
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	高1	12	11	7	12
		高2	7	17	17	19
		高3	10	11	11	18
		高4以上	12	25	21	14
		単位制	208	304	322	285
	計	249	368	378	348	
	(A)のうち、中退	高1	13	21	13	13
		高2	8	12	10	11
		高3	2	3	1	5
		高4以上	3	6	3	4
	単位制	65	126	109	125	
	計	91	168	136	158	
	(A)のうち、原級留置	高1	7	3	6	6
		高2	1	5	2	3
		高3	2	0	1	4
		高4以上	3	3	1	0
	単位制	11	5	0	4	
	計	24	16	10	17	
	(A)のうち、50日以上欠席している者	高1				25
高2					25	
高3					23	
高4以上					10	
単位制				324		
計				407		
うち、90日以上欠席している者	高1	10	7	10	7	
	高2	5	5	3	7	
	高3	2	0	1	4	
	高4以上	3	6	1	3	
	単位制	101	148	184	123	
計	121	166	199	144		
うち、出席日数が10日以下の者	高1	1	0	2	3	
	高2	2	1	1	0	
	高3	0	0	0	1	
	高4以上	1	1	1	1	
	単位制	23	13	33	46	
計	27	15	37	51		
うち、出席日数が0日の者	高1	0	0	0	1	
	高2	0	0	1	0	
	高3	0	0	0	0	
	高4以上	0	0	1	0	
単位制	3	3	6	5		
計	3	3	8	6		
新型コロナウイルスの感染回避	計	32	31	4		
その他	計	45	77	26	73	
合計	高1	50	64	58	68	
	高2	34	66	50	65	
	高3	40	54	49	50	
	高4以上	45	80	55	44	
	単位制	704	755	779	735	
計	873	1,019	991	962		

※1 「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数を理由別に調査。なお、「生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。理由の選択については、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択。

※2 各区分の詳細は、P20を参照。

IV 高等学校における長期欠席の状況等

イ 不登校生徒について把握した事実

区分		R 5
全 日 制	いじめの被害の情報や相談があった。	20
	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	193
	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	25
	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	588
	学校のきまり等に関する相談があった。	34
	転編入学、進級時の不適應による相談があった。	185
	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	121
	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	86
	生活リズムの不調に関する相談があった。	517
	あそび、非行に関する情報や相談があった。	96
	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	856
	不安・抑うつに関する相談があった。	215
	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	16
	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	125
定 時 制	いじめの被害の情報や相談があった。	2
	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	51
	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	3
	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	139
	学校のきまり等に関する相談があった。	3
	転編入学、進級時の不適應による相談があった。	31
	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	16
	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	17
	生活リズムの不調に関する相談があった。	213
	あそび、非行に関する情報や相談があった。	47
	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	293
	不安・抑うつに関する相談があった。	15
	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	5
	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	2

※1 令和5年度調査から問われる内容が変更となったため、令和5年度調査の結果のみ表記。

IV 高等学校における長期欠席の状況等

ウ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数

区分	R 2		R 3		R 4		R 5			
	90日以上		90日以上		90日以上		50日以上		90日以上	
学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	208	45	218	33	263	44	205	76	38
	(a)「指導要録上出席扱い」となった実人数	8	1	6	1	2	0	15	1	1
	① 教育支援センター（適応指導教室）	2	2	14	1	11	2	2	1	1
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関（①を除く）	5	2	8	0	9	2	17	2	1
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	1	0	0	0	15	1	1
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	1	0	0	0	14	1	1
	③ 児童相談所、福祉事務所	23	5	23	6	42	15	9	3	2
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	1	0	1	0	2	0	0	0	0
	④ 保健所、精神保健福祉センター	0	0	7	3	0	0	2	1	1
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤ 病院、診療所	168	33	170	23	168	24	181	73	36
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	3	0	4	1	0	0	14	1	1
⑥ 民間団体、民間施設	2	0	2	1	13	2	3	1	1	
(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑦ 上記以外の機関等	13	4	2	0	21	0	11	0	0	
(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	4	1	0	0	0	0	0	0	0	
(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	654	84	1,073	112	1,315	135	1,815	542	173	
(3) 不明	200	31	263	21	324	30	473	102	44	
(4) (1)～(3)の合計	1,062	160	1,554	166	1,902	209	2,493	720	255	
学校内	(5) ⑧, ⑨による相談・指導等を受けた実人数	537	73	665	72	811	94	1,069	314	119
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	344	43	406	33	415	39	561	160	43
	⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	343	54	478	60	536	64	666	227	94
	(6) 上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	525	87	889	94	1,091	115	1,424	406	136
	(7) (5), (6)の合計	1,062	160	1,554	166	1,902	209	2,493	720	255
(8) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	341	50	646	59	815	64	1,090	349	111	
(8)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数							987	310	94	

- ※1 ①～⑨については複数回答であり、(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)は実数。
- ※2 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。
- ※3 令和5年度調査から「(8)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数」が追加。

IV 高等学校における長期欠席の状況等

ウ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数

区分	R 2		R 3		R 4		R 5			
	90日以上		90日以上		90日以上		50日以上		90日以上	
学校外 定時制	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	19	11	22	2	39	12	34	24	17
	(a)「指導要録上出席扱い」となった実人数	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	① 教育支援センター（適応指導教室）	2	0	0	0	1	0	0	0	0
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関（①を除く）	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	③ 児童相談所，福祉事務所	4	3	7	1	14	5	3	3	2
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	④ 保健所，精神保健福祉センター	0	0	0	0	3	3	0	0	0
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤ 病院，診療所	11	6	15	1	18	4	27	19	16
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	1	0	0	0	1	0	0	0	0
⑥ 民間団体，民間施設	1	1	0	0	3	0	2	1	0	
(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑦ 上記以外の機関等	0	0	0	0	0	0	3	2	0	
(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	314	88	640	125	682	127	344	227	79	
(3) 不明	312	22	148	39	181	60	431	156	48	
(4) (1)～(3)の合計	645	121	810	166	902	199	809	407	144	
学校内	(5) ⑧，⑨による相談・指導等を受けた実人数	263	50	263	63	272	44	213	76	19
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	211	37	142	31	159	26	76	28	4
	⑨ スクールカウンセラー，相談員等による専門的な相談を受けた人数	220	47	241	59	231	42	147	57	16
	(6) 上記⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	382	71	547	103	630	155	596	331	125
	(7) (5)，(6)の合計	645	121	810	166	902	199	809	407	144
(8) 上記①～⑦，⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	169	43	467	93	499	101	265	174	67	
(8)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数							213	131	51	

- ※ 1 ①～⑨については複数回答であり、(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) は実数。
- ※ 2 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。
- ※ 3 令和5年度調査から「(8)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数」が追加。

V 高等学校における中途退学の状況等

ア 退学者数

【中途退学者数】

区分		R1	R2	R3	R4	R5
中途退学者数	高1	526	351	416	470	497
	高2	337	213	271	270	301
	高3	125	73	85	106	103
	高4以上	17	26	17	17	21
	単位制	328	308	338	319	330
	計	1,333	971	1,127	1,182	1,252

【中途退学の理由】

区分	R2	R3	R4	R5	
学業不振	高1	47	79	67	67
	高2	29	34	28	28
	高3	1	7	5	5
	高4以上	0	0	0	1
	単位制	45	16	8	14
	計	122	136	108	115
学校生活・学業不応	高1	219	202	298	338
	高2	107	117	163	220
	高3	27	35	57	52
	高4以上	4	5	1	4
	単位制	178	205	217	245
	計	535	564	736	859

区分	R2	R3	R4	R5	
別の高校への入学を希望。	高1	24	75	30	16
	高2	19	49	21	11
	高3	4	17	14	9
	高4以上	0	0	0	1
	単位制	13	22	31	6
	計	60	163	96	43
専修・各種学校への入学を希望。	高1	7	11	1	4
	高2	1	3	1	0
	高3	0	1	0	0
	高4以上	7	0	1	1
	単位制	4	24	3	1
	計	19	39	6	6
就職を希望。	高1	22	14	20	10
	高2	21	17	9	6
	高3	5	3	7	5
	高4以上	8	1	2	3
	単位制	32	33	18	25
	計	88	68	56	49
高卒程度認定試験受験を希望。	高1	2	7	0	2
	高2	8	11	2	3
	高3	7	3	2	7
	高4以上	3	0	1	1
	単位制	8	13	6	13
	計	28	34	11	26
その他	高1	6	8	29	4
	高2	1	9	22	6
	高3	4	2	9	2
	高4以上	0	0	8	4
	単位制	4	1	7	6
	計	15	20	75	22
小計	高1	61	115	80	36
	高2	50	89	55	26
	高3	20	26	32	23
	高4以上	18	1	12	10
	単位制	61	93	65	51
	計	210	324	244	146

【在籍者数 令和5年4月1日現在】

高1	高2	高3	高4以上	単位制	計
28808	28428	27268	1318	23450	109272

区分	R2	R3	R4	R5	
病気が死亡	高1	7	6	8	7
	高2	9	12	11	7
	高3	8	9	6	5
	高4以上	0	2	1	0
	単位制	10	11	13	8
	計	34	40	39	27
経済的理由	高1	5	0	0	1
	高2	2	0	0	1
	高3	0	1	0	0
	高4以上	1	0	0	1
	単位制	1	2	2	1
	計	9	3	2	4
家庭の事情	高1	10	6	7	25
	高2	10	7	9	12
	高3	7	1	1	8
	高4以上	0	0	1	3
	単位制	10	4	4	8
	計	37	18	22	56
問題行動等	高1	1	4	6	17
	高2	1	4	4	2
	高3	2	3	5	6
	高4以上	0	0	0	0
	単位制	0	5	6	1
	計	4	16	21	26
その他の理由	高1	1	4	4	6
	高2	5	8	0	5
	高3	8	3	0	4
	高4以上	3	9	2	2
	単位制	3	2	4	2
	計	20	26	10	19
授業料減免を受けていた者	高1	2	0	0	0
	高2	2	0	0	0
	高3	0	1	0	0
	高4以上	1	0	0	0
	単位制	0	0	1	0
	計	5	1	1	0
奨学金を受けていた者	高1	0	0	0	0
	高2	0	0	0	0
	高3	0	0	0	0
	高4以上	0	0	0	0
	単位制	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
授業料の滞納があった者	高1	1	0	0	0
	高2	0	0	0	1
	高3	0	0	0	0
	高4以上	0	0	0	0
	単位制	0	1	1	1
	計	1	1	1	2
左記のいずれにも該当しない者	高1	2	0	0	1
	高2	0	0	0	0
	高3	0	0	0	0
	高4以上	0	0	0	1
	単位制	1	1	0	0
	計	3	1	0	2

VI 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況

ア 自殺に係る調査を実施した件数

区分	R2	R3	R4	R5
小学校	0	2	0	1
中学校	3	3	7	5
高等学校	18	12	11	4
合計	21	17	18	10